

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/久保田勉

“異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌”

## 「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 第3回

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第6弾」が【異形の労働組合指導者「松崎明」の誤算と蹉跌】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の真相と現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



### 「四茂野原告・週刊現代裁判」第一審判決（08. 11. 19東京地裁）抜萃

(2)まず、JR東日本を含むJR各社は、鉄道事業等を業とする国内有数の企業であり、その事業内容は市民生活等に広く関わるものであって、そのようなJRで働く労働者が構成するJRの労働組合であるJR総連の幹部に、本件摘示事実のような、非合法活動に関わる組織に属する者がいるか否かは、市民に多大な影響を与える事実であるというべきである。原告は、本件各記述が発表された当時、JR総連の中で執行副委員長という重要な地位にあり、JR総連の方針決定やその実行に関与する者と認められるから、本件摘示事実は、公共の利害に関するといふべきである。また、本件各記述のみならず、本件連載記事及び本件書籍の全体のテーマが、革マル派とJR東労組、JR総連の関係という公共の利害に関するものであり、本件各記述は、その表現ぶり等に照らしても、侮辱のないし煽動的な表現もなく、本件連載記事及び本件書籍全体においてもそのような表現があるとの立証はないから、本件各記述は公益目的のもとでなされたものと推認するのが相当である。

(3)次に、本件摘示事実について、被告西岡において、真実であると信じたことについて、相当な理由があるかどうかを検討する。まず、本件資料は、警視庁が平成8年に革マル派の綾瀬アジトを摘発した際に入手した押収資料を分析した結果を踏まえて作成されたものであり、平成16年8月26日、これを被告西岡が警視庁の警察官から入手したものであるところ、本件資料には、JR東労組の会長がいまだに革マル・最高幹部であること、JR東労組及びJR総連と革マル派との関係、JR東労組及びJR総連内部に革マル派の秘密組織として「トラジャ」、「マングローブ」が存在すること等が具体的に記載されている。そして、その内容は、警察庁の警備局長が、平成12年11月7日から平成14年12月4日にかけて、衆議院及び参議院の委員会において、国会議員の質問に対し、複数回行われた革マル派がJR東労組内に相当浸透している旨の答弁内容と一致し、さらに、内閣総理大臣が、平成15年3月18日及び平成18年5月12日、参議院議長に対し、同内容の答弁を送付している。したがって、被告西岡が、良くなる会のリスト等と上記各資料を基に、JR東労組及びJR総連に革マル派が相当浸透し、革マル派の秘密組織として「トラジャ」、「マングローブ」が存在するという事実について、真実であると判断したことには、相当の理由があるといふべきである。

(4)以上のとおりであるから、本件摘示事実が真実であるか否かを検討するまでもなく、被告西岡の故意又は過失が否定され、本件各記述による不法行為は成立しない。